

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完了	H28.11.08
改定	H28.07.12、H28.04.11
	H28.03.11、H25.12.26
作成	H25.07.26

検討課題	13	反問権の取り扱いについて	
区分	Ⅱ - A		
関連条例内容	<p>(議会及び議員と市長等との関係)</p> <p>第9条 議会の本会議における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にして行わなければならない。</p> <p>2 議長から、議会の本会議又は委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問等に対して反問することができる。</p>		
検討内容	<ul style="list-style-type: none"> ・反問できる者の範囲、反問できる内容、回数を明確化 ・取扱要領の作成 		
現状分析		議論する内容	対応内容
<ul style="list-style-type: none"> ・反問権の行使について、反問の時間は別枠として取り扱うこととする。(平成22年8月12日議会運営委員会で決定) ・反問権の行使について、本会議及び委員会の次第のマニュアルは作成済。 ・これまでの反問権の行使 ① 平成22年9月定例会 (一般質問：市長) ② 平成22年9月定例会 (決算委特別員会：教育長) ③ 平成24年9月定例会 (予算決算委員会：市長) ④ 平成26年3月定例会 (予算決算委員会：副市長) ⑤ 平成27年6月定例会 (議案質疑：市長) ⑥ 平成27年9月定例会 (緊急質問：市長) ⑦ 平成28年3月定例会 (議案質疑：市長) 		<ul style="list-style-type: none"> ・事務局で取扱要領の作成後に議論 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内他市議会の反問権の取り扱いについての調査結果の報告と反問中の時間の取り扱いについて協議した。(平成28年3月11日第38回検討部会) ・反問権の取り扱いについて各会派から意見集約。取り扱いの検討を議会運営委員会に委ねることとする。(平成28年5月25日第40回検討部会) ・反問権の取り扱いについては、議会運営委員会で検証することとし、検証結果が出るまでは現行の取り扱いとする。(平成28年5月27日議会運営委員会) ・反問権の取り扱いについては、議会運営委員会で協議し、次のとおり決定する。 ① 執行部の反問及び反問に対する議員の答弁に要する時間は、質疑・質問時間には含まないこととする。

現状分析	議論する内容	対応内容
		② 反問の回数制限は設けないこととする。 ③ 反問権を行使できる人の範囲は、部長級までとする。 (平成28年11月4日議会運営委員会)